

出光佐三記念六甲台講堂の課外活動団体の使用について

1. 使用許可基準

届出課外活動団体（以下「団体」という。）の主催する会合等で講堂を使用することができます。ただし、ただし、次の場合には使用を許可いたしません。

- (1) 宗教的又は政治的活動を目的とする場合
- (2) 特定の個人、団体等を支援することとなる場合
- (3) 営利活動を目的とする場合
- (4) 公序良俗に反し、社会通念上不相当である場合
- (5) その他公共性、公益性を損なうおそれがある場合

使用許可を受けた目的以外に講堂を使用し、第三者に使用させないようにしてください。

2. 使用取消

使用を許可した場合でも次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止することがあります。ただし、これらにより使用許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとします。

- (1) 使用者が使用規則に違反したとき。
- (2) 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 本学において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (4) 管理運営上支障があると認められるとき。

3. 使用の範囲及び期間

届出課外活動団体の主催する会合等で講堂を使用できる期間は、団体が主催する公演・発表会等の準備及びリハーサルに要する日程（2日間以内）並びに舞台設営撤去のための日程（1日間）を含むものとし、通常の練習場所としての使用は認めません。なお、1回の公演等で連続して使用できる最長の日数は8日以内とします。

公演・発表会等は、原則として入場料は無料としてください。ただし、開催の必要経費を捻出するためやむを得ず有料とする場合は1人500円以下とし、終了後収支決算書を提出してください。なお、500円を超える金額を徴収する場合は、講堂の使用は認めません。

団体は、公認、非公認を問いませんが、非公認団体は、当該団体の組織人数が30人以上であり、その過半数が神戸大学学生であることを条件とします。

4. 使用の申込等

使用を希望する団体は、「使用許可申請書」にプログラム等を添えて文化総部本部へ提出してください。なお、非公認団体が使用する場合は、企画書（別紙様式）を添えて提出してください。

文化総部は、使用日の1年前の日の属する月の初日までに、各団体の希望日を調整し、学務部学生支援課へ「使用許可申請書」を提出してください。その際、音響及び照明装置等を使用する場合は、文化総部の発行する研修受講修了者が参加することの証明を併せて提出してください。

なお、それ以後に申請があった場合は、随時調整することとし、調整に際しては公認団体を優先します。ただし、六甲祭及び児童文化研究会主催の「春の子ども大会」については、使用日の2年前の日の属する月の初日までに文化総部を通じて、学務部学生支援課へ申し込むことができるものとします。

5. 使用料等

団体の使用に関しては、原則として使用料等を徴収しません。なお、使用に係る光熱水料相当額は、学生支援課で管理する課外活動維持費より支出します。

6. 使用上の注意

使用する団体は、次の事項を遵守してください。

- (1) 建物、設備、備品等を丁寧に取り扱い、これらを汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 爆発物、発火、感染等の危険のある試料・物品等を持ち込まないこと。
- (3) 喫煙及び飲食を行わないこと。
- (4) 建物を許可なく工作しないこと。
- (5) 設備、備品等を許可なく移動しないこと。
- (6) 施設の利用に当たっては、その趣旨に従って利用し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (7) 音響及び照明装置等を使用する場合は、文化総部が行う研修を受けた学生に限り操作を認めること。
- (8) 観客席に手を入れることは許可しないこと。
- (9) 団体所有の物品を放置しないこと。
- (10) 玄関ホール（前庭を含む）での立看板作成は、行わないこと。
- (11) 火気を使用しないこと。
- (12) 使用許可された後でも、大学から日時の変更の要請が出た場合、それに従うこと。

なお、講堂の施設及び備品等を汚損・損傷若しくは滅失し、又は遵守事項に違反したことにより本学に損害を与えた時は、これを賠償していただくこととなりますので、使用に当たっては、十分注意してください。

7. その他

講堂の利用に当たって御質問等がある場合は、学務部学生支援課にお問い合わせください。